

「東京都専修学校各種学校ボランティア等支援協議会」

役割と活動内容

- 1 人材育成 ・・ボランティア活動に関する研修会の実施
- 2 情報発信 ・・専修学校各種学校におけるボランティア活動に関するウェブページの運営
- 3 啓発活動 ・・行政や関連団体と連携し、ボランティア活動の啓発活動を行う

メンバー

◎会長	ハリウッド美容専門学校	山中祥弘
	東京Y M C A 医療福祉専門学校	八尾 勝
	東京電子専門学校	山口広泰
	日本外国語専門学校	平野公美子
	日本ウェルネススポーツ専門学校	柴岡三千夫
	ヤマザキ動物専門学校	山崎 薫
	赤門会日本語学校本校	新井時賛

東京都専修学校各種学校ボランティア等支援協議会 設置要綱

(設置)

第1条 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の成功に向けて、東京都内の私立専修学校各種学校の学生及び教職員による専修学校各種学校教育の特色を生かしたボランティア活動を円滑に進めるとともに、専修学校教育の振興を図ることを目的として東京都専修学校各種学校ボランティア等支援協議会（以下「支援協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 支援協議会は次に掲げる事業を実施する。

- (1) 東京大会の開催にかかるボランティア活動への参加を推進する事業
- (2) 東京大会を契機とし専修学校各種学校教育の特色をアピールする事業
- (3) その他第1条の設置の目的を達成する事業

(組織)

第3条 支援協議会は公益法人東京都専修学校各種学校協会（以下「協会」という。）の正会員及び賛助会員により選任した委員20名以内で構成する。

- 2 支援協議会に会長及び副会長2名を置く。
- 3 会長は協会の会長が就任し、支援協議会を統括する。
- 4 副会長は会長が指名し、会長を補佐し、必要がある場合は職務を代行する。
- 5 支援協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第4条 支援協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は会長が必要と認めるときは随時に開催する。

(庶務)

第5条 支援協議会の事務局は協会事務局が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この要綱は平成28年10月19日から施行する。